

令和 7 年
3 月 号

一関労働基準監督署からのお知らせ

お詫び；諸般の事情により白黒印刷にて発行しています。
カラー版は岩手労働局一関労働基準監督署からのお知らせコーナーに掲示しています。

1, 労働災害が大幅に増加しています！

令和 7 年 1 月末現在における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上の死傷災害(新型コロナを除く)	16 件	(前年同期比較 +12 件、 +300.0%)
(新型コロナを含む)	16 件	(" +12 件、 +300.0%)
うち、死亡	0 件	(" ± 0 件)

令和 7 年 1 月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は 16 件で、**前年同期から +12 件 +300.0% と大幅に増加**していますが、死亡災害は発生しませんでした。(コロナを含むと 16 件で、前年同期比 +12 件 +300.0%。)

また、令和 7 年 1 月に提出された休業見込み 4 日以上の労働災害は 30 件(令和 7 年 1 月発生分 16 人、令和 6 年 12 月発生分 11 人、同 11 月発生分 2 人、同 10 月発生分 1 人)で、平成 23 年以降における 1 か月間での報告数は過去最多となりました。

業種別(コロナ除く)では、製造業 5 件(前年同期比 +4 件 +400.0%)、運輸交通業 3 件(同 +3 件 - %)、建設業 2 件(同 ±0 件 ±0.0%)、商業 2 件(同 +2 件 - %)及び保健衛生業 2 件(同 +1 件 +100.0%)等となっています。

事故の型別(コロナ除く)では、「墜落・転落」6 件(前年同期比 37.5%。同 +6 件 - %)及び転倒 6 件(構成比 37.5%。同 +4 件 +200.0%)、「はさまれ・巻き込まれ」4 件(同 25.0%。同 +4 件 - %)等となっています。

当署では、令和 7 年における労働災害防止に係る目標を、引き続き、

○全労働災害減少目標 143 人以下 **○死亡災害 0 人(発生させない)**

と定め、労働災害防止対策を推進して参ります。

労働災害はあってはならないものであります。

各事業場の皆様におかれましては、「令和 7 年にはこれ以上労働災害を発生させない！」という固い決意の下、引き続き労働災害防止対策の着実な実施をお願い申し上げます。

2, 令和 6 年(1 月末現在速報値)における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上の死傷災害(新型コロナを除く)	149 件	(前年同期比較 -24 件、 -13.9%)
(新型コロナを含む)	193 件	(" -15 件、 -7.2%)
うち、死亡	0 件	(" -1 件)

令和 6 年(1 月末現在)における死傷災害(新型コロナウイルス感染症を除く)は 149 件で、**前年同期から -24 件 -13.9% と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生しません

岩手県最低賃金は時間額 952 円です！(令和 6 年 10 月 27 日 発効)
岩手県特定(産業別)最低賃金も改正(令和 7 年 1 月 22 日 発効)されています！



でした。(コロナを含むと 193 件で、前年同期比 - 15 件 - 7.2%。)

業種別(コロナ除く)では、 製造業 41 件(前年同期比 - 2 件 - 4.7%)、 建設業 32 件(同 + 6 件 + 23.1%)、 商業 20 件(同 ± 0 件 ± 0.0%)、 保健衛生業 17 件(同 - 3 件 - 15.0%)、 運輸交通業 14 件(同 - 1 件 - 6.7%)等となっています。

事故の型別(コロナ除く)では、 転倒 39 件(構成比 26.2%。前年同期比 - 15 件 - 39.6%)、「墜落・転落」31 件(同 20.8%。同 + 3 件 + 10.7%)、「はさまれ・巻き込まれ」14 件(同 9.4%。同 + 2 件 + 16.7%)及び「動作の反動・無理な動作」14 件(同 9.4%。同 - 2 件 - 12.5%)、「切れ・こすれ」11 件(同 7.4%。同 + 6 件 + 120.0%)、「激突され」10 件(同 6.7%。同 - 5 件 - 33.3%)及び「交通事故」10 件(同 6.7%。同 + 5 件 + 100.0%)等となっています。

当署では、令和 6 年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標 143 人以下 ○死亡災害 0 人(発生させない)

と定め、労働災害防止対策を推進して参りましたが、死亡災害は目標を達成することができましたが、死傷災害は目標を達成することができませんでした。

休業 4 日以下の労働災害は令和 5 年からは減少していますが、これは各事業場の皆様が危機感を持って労働災害防止に向けた積極的な取り組みを行った結果であり、感謝申し上げます。

3, 年次有給休暇の取得促進について

労働基準法 39 条の規定に基づく年次有給休暇については、事業場の規模にかかわらず、また、正社員であるか否かにかかわらず、使用者は一定の要件を満たした全ての労働者に対して付与する義務があります。

当署で実施している監督指導においては、割増賃金を適正に支払っていない割増賃金不払い、違法な時間外・休日労働に次いで、年次有給休暇に係る違反が多い状況にあり、

年次有給休暇管理簿を作成していなかった

年次有給休暇の法定の最低付与日数が 10 日以上
の労働者について、基準日から 1 年の間に、

5 日以上付与していなかった

年次有給休暇をパート・アルバイト労働者には
付与していなかった

等ということが認められています。

つきましては、皆様の事業場における年次有給休暇制度についてご確認いただき、年次有給休暇の取得促進に努めていただきますようお願いいたします。

詳しくは、働き方・休み方改善ポータルサイト
をご確認ください。



春の大型連休に
休みをつなげてリフレッシュ。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を適用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

転倒災害を予防しましょう！